

令和元年 7 月 19 日  
海 事 局国際海事機関においてホルムズ海峡付近で発生した事案を踏まえた  
対応策を審議～ホルムズ海峡付近航行船舶への攻撃事案への非難及び  
適切な安全対策実施の要請を決定～

令和元年 7 月 18 日（現地時間）、英国ロンドンで開催されている国際海事機関（IMO）の第 122 回理事会において、ホルムズ海峡付近で発生した我が国の海運事業者が運航する船舶等への攻撃事案を非難するとともに、同海峡付近を航行する船舶について適切な安全対策の実施を要請することが決定されました。

- 令和元年 7 月 18 日（現地時間）、英国ロンドンで開催されている国際海事機関（IMO）の第 122 回理事会において、海事セキュリティに関する審議が行われました。審議の結果、ホルムズ海峡付近で発生した我が国の海運事業者が運航する船舶等への攻撃事案を非難するとともに、同海峡付近を航行する船舶について適切な安全対策の実施を要請することが、我が国を含む全理事国の賛成により決定されました。
- 我が国は審議に際して、本件に賛成するとともに、我が国の海運事業者が運航する船舶が攻撃を受けた事案は、我が国を含む国際社会の平和と繁栄を脅かす重大な事案として受け止め、船舶を危険にさらすこのような行動を断固非難する旨、国際社会に呼びかけました。
- 国土交通省は、事案発生直後から、海運事業者との間で改めて連絡体制を構築し、情報交換等を密に行ってきたところですが、今回の決定を受け、国土交通省としても、引き続き関係省庁、関係機関とも連携して我が国関係船舶の安全運航の確保に努めて参ります。

## 【決定の概要】

- 5 月 12 日に発生したフジャイラ沖におけるタンカー 4 隻の被害事案及び 6 月 13 日に発生したホルムズ海峡付近における日本関連船舶等被害事案においてなされた不法な攻撃を非難
- 海運会社等に対し、適切な安全対策を常に実施する必要性及び重要性をリマインド
- 海運会社等に対し、船舶についての安全対策の見直しを行い、当該海域を航行する船舶に関して安全上のリスクの高まりに対処する必要な対策をとる必要性を強調

	問い合わせ先：国土交通省海事局 外航課	北林（内線 43-361） TEL：03-5253-8620（直通） FAX：03-5253-1645
	安全政策課	深石（内線 43-502） TEL：03-5253-8631（直通） FAX：03-5253-1642
	総務課	奈良（内線 45-624） TEL：03-5253-8656（直通） FAX：03-5253-1642
	海事局 TEL：03-5253-8111（大代表）	